新潟市政だより

発行所 新潟市役所 新潟市西堀大通番町866ノ8 電話臨時(8)2200番
新潟市長 発行人 村田三郎 新潟市浜町二ノ丁2609
編集人 鈴木誠一郎 新潟市附船町一丁目4218
印刷所 文明堂印刷所 新潟市西堀[illegible] 電話 81[illegible]
毎月一回5日発行 定価 一部3[illegible]

6,730余万円 ＝満場一致可決

災害対策追加予算

冬に備え復興を急ぐ

未曾有の火災によつて中心街の大半を失しなつた市当局は、早速これが復興対策を講ずることとなり、目下全力をあげて努力中でありますが、取敢ず去る十月十日の市議会に災害対策及び復旧に要する応急の経費として六、七三〇余万円を提案し即日満場一致で可決を見ました。これによつて復興への第一歩が力強くふみ出された訳で、ここにその概要と、市議会の活動についてお知らせいたします。……

この度の追加予算は特に非常の場合であるので災害対策及び復旧費という特別の科目を設けて計上されたもので、その内訳はまず第一に災害救助費として七七五万余円が計上されていますが、これは災害援護費として一般罹災者に対する見舞金五五〇万円及び罹災学童に対する見舞金六一万円のほか、臨時収容所施設費関係並びに救護物資配分に必要な費用となつています。

次に土木費として五五三万余円が計上されていますが、これは被害をうけた道路、橋、河川等の復旧費と、復興のための仕事が非常に多くなつたので自動車三台を購入するに必要な経費が主なるものとなつています。

又大火災の後には必ずと言つてよいほど伝染病が発生すると言われていますが、そのようなことのないよう、防疫の完全を期すために薬品購入経費五六万余円のほか、ごみや汚物の処理に必要な経費一〇三万余円が計上されています。

又住宅建設費として、今回の災害により特に決定を見た第二種木造住宅の建設に要する経費二、一八五万余円が計上されています。

このほか市役所の庁舎も全焼したので、仮庁舎の建設費、市議会関係も含めた備品購入費、その他復旧に必要な経費として三、六〇六万余円が計上されています。

一方才入面では、住宅建設に伴う国庫補助金一、一九三万円、同じく起債五九〇万円、災害見舞金四〇〇万円のほかは特別交付税が予定されています。

以上が今回の災害対策及び復興に要する経費の概要ですが、市はこれによつて総力を結集して復興の難事業に当ることになり、やがて来る冬に備えて鋭意復興を急ぐことになつています。

大火に際しご挨拶

新潟市長 村田三郎

意外に大きかつた台風の中で一夜にして市の中心街を焦土と化した今回の火災は本市未曾有の惨事として、多額の損害をうけ又多数の罹災者を出しましたことはまことに遺憾に堪えないところでございます。

今その災害のあとをかえり見ますとき一時はまことに憂慮すべき状況でありまして、烈風の中の火足の速さと次ぎ次ぎに拡がる飛火の惨状は目を覆わしめるものがありましたが、幸に附近市町村からのご救援を頂き、消火消防にご協力を仰いだ結果ようやく鎮火にもち込み得ましたことは洵に感激に堪えない処でございまして厚くお礼申上げる次第でございます。

又そうした混乱の中におきまして広く県民各位を始め、遠く県外同胞各位の御同情とご懇篤なる御見舞を頂戴致しましたことにつきましても、何とお礼申上げてよいか、ただただ感泣の他はない処でございまして、これ又深く感謝の誠を捧げる次第でございます。

県御当局はこの大火に際し災害救助法を発動され、市もまた対策本部事務局を設置致しまして、鋭意罹災者の救護に当る一方、速やかなる復興計画を樹立し、市議会の御協賛も得て県都再建に只管努力中でございます。

しかしこの復興には並々ならぬ困難が予想されるのでありまして早くも市民の復興意欲は逞しいものがあるとはいい、再建への茨の途は遠いことを覚悟せねばならずこのことは市民の熱意と努力に負う処が多いことはもちろんでありますが、同時に又広く同胞各位のご援助に期待する処も洵に多い実情でございます。

何卒この上とも各位のご支援を賜りますようお願い申し上げますと共に、各方面から寄せられました御厚情に対し重ねて厚く御礼申上げ御挨拶と致します。

罹災と同時に 市議会の活躍

御内帑金も下賜さる

一方市議会においても今回の大火に際し、罹災救助、復興等に全議員一致協力して、市当局と一体となり連日対策や処置に努めて来たが、その主なる活動状況は次の通りであります。

十月一日

正午、緊急全員協議会 市長、議長、助役から大火の状況と、県当局との連絡等の報告をうけたのち、市と一体となり災害対策本部を設け、各部相互に緊密な連絡をとり大火後の処理に万全を期し、早期復興を図ることを全員一致で可決した。

午後〇時半全議員被害現場視察

午後一時十五分全員協議会再会。この間対策本部建設、総務、救護の各部会開会。

十月二日

午前十時三十五分全員協議会

罹災地借地借家問題等各種災害対策を協議。各派交渉会、各部会開会。

午後十時、村山副議長及び五十嵐助役は鈴木県副知事と共に災害対策陳情のため上京。

十月三日

午前十時三十分議会定例会（再開）

議員発案罹災都市借地借家臨時処理法の適用方についての要望案を可決

△午前、午後全員協議会

1、見舞金の配分について

2、都市計画について

等を協議。又午前、午后に亘り各部会開会。

十月四日

午前十時、競馬特別委員会

△午後二時、全員協議会

1、災害対策協議

2、新潟市復興競馬について

3、罹災者に対し見舞金贈呈班編成

十月五日

午前、午後各部会開会

午前、各議員市当局と共に罹災者に対する見舞金贈呈のため市内巡り。

△午後一時全員協議会

1、借地借家臨時処理法適用方陳情の経過報告

2、その他

午後競馬特別委員会、各部会開会

十月六日

午後、議会運営委員会

△全員協議会開会

午後一時五十五分議会定例会（再開）

1、災害対策につき報告特に市長より両陛下から御内帑金下賜の旨を報告

2、火災復興に関する請願を商工委員会に附託

3、予算、義務負担等について可決。

午前、午後各部会開会

十月七日

午前、商工委員会開会

午前、午後各部会開会

十月八日

午前、午後各部会開会

十月十日

午前、財政委員会

午後、議会運営委員会

△全員協議会

議会における災害対策本部は本日限り解散し災害対策に関する事項は常任委員会にて取扱うことに決定

2、市長より御下賜金は市庁舎建築費の一部として、その礎石にしたい旨発表。

午後二時四十五分議会定例会（再開）

1、大火復興についての請願を可決。

2、中小企業金融公庫貸付資金の償還期限の延長と利率の引下げについて可決。

3、その他。

午後三時三十分より厚生、文教、商工、農林水産、建設、総務治安の各常任委員会、財政委員会、競馬特別委員会等を開会。

災害対策本部 事務局編成さる

総務、建設、救護の三部

市当局は災害後直ちに今井、五十嵐両助役、小柴収入役を中心とした対策本部事務局を編成したが、次の内容によつて直ちに活発な活動を開始した。

△総務部

業務＝企画、弘報、連絡、渉外

配置＝庶務、財政、戸籍、税務、徴税各課、各支所出張所教育委員会

△建設部

業務＝臨時建設。罹災者仮建築。資材手配等。

配置＝建築。土木、下水各課、水道局

△救護部

業務＝炊出、医療、罹災者収容等救護一切

配置＝民生、衛生、国保、商工、農林水産各課、保健所、福祉事務所、病院

災害の中でも 国勢調査は実施

一人の調査漏れもないように！

今回の国勢調査は未曾有の大火のために一時停滞いたしましたがその後鋭意整備につとめ従前通り十月一日午前零時現在をもつて罹災地、非罹災地にかかわらず実施することになりました。

調査の方法は従前通りで変更はありませんが次のことがらに留意の上この調査にご協力下さるようお願い致します。

罹災された世帯で非罹災地の世帯に転出されたり特別な場所に収容されたりしている方々はその転出先や収容先で調査を受けなければなりません。

この場合全世帯員五人なら五人全部が一緒であれば問題ありませんが五人のうち二人は他の世帯に転出しているという場合は、その二人は現在の転出先で調査を受けなければなりません。例えば

五人家族―（古町で罹災）―内三人学校町へ転出／内二人鳥屋野へ転出

この場合、三人は学校町の調査員から、二人は鳥屋野の調査員から調査を受けて下さい。

六人家族―（西堀で罹災）―三人は元の処にバラックを建てて居住／一人はケガをして病院に入院／二人は東大畑町へ転出

この場合三人は元の調査員から、一人は病院から、外の二人は東大畑の調査員から調査を受けて下さい。

申告することがらは十月一日午前零時現在（罹災前）の姿で申告する訳ですが、その非罹災地へ転出した人が子供や年寄りで申告できないときは、その転出を受け入れた世帯主や病院等で代つて申告して下さい。

この場合の申告は調査員の指導に従って間違いのないようにし[illegible] 言うまでもなく国勢調査は一人の調査漏れもないことが大切ですから罹災のため調査に漏[illegible]い。

この調[illegible]です から詳しく事情を述べて進んで調査を受けて下さい。

焼失した地域の 選挙人名簿再調製

もう一度調査書を出して下さい

去る九月十五日現在で全市のご家庭から提出して頂いた「基本選挙人名簿登載資格調査書」をはじめ現在効力を有する各種選挙人名簿は今回の災害によつてその大部分を焼失してしまいましたので十月二十日現在で焼けなかつた一部を除き改めて調製し直すことになりました。従つて有権者の皆様方から再度調査書を出して頂かねばなりませんが、九月号の市政だよりでもお知らせしました通りこの名簿は選挙の台帳ともいうべき大切な名簿ですから次のことにご留意の上正しい名簿の調製にご協力下さい。

再調製を行わなければならない区域

(1)本庁区域
(2)関屋出張所区域
(3)入舟出張所区域
(4)沼垂支所区域
(5)山ノ下出張所区域

調査書記載上の注意

調査書は嘱託員を煩して各ご家庭に配りましたが、新潟市に住所（生活の本拠）を有する人で次のことに該当するお方はそれぞれ記入の上なるべく早くその調査書を受持ちの嘱託員にお届け下さい。

(1)本年七月二十日以前から引続いて新潟市に住んでいる人。

(2)昭和十年十月二十一日までに生れた人。

前回（九月十五日）の調査では十二月二十一日までに生れた人、となつていましたが、今回は再調製の為法律の定めによつて十月二十一日までに生れた人、ということになりました。

又次の人は名簿に漏れやすいので家族の人が代つて記載し、備考欄にそれぞれ理由を書いて下さい。

(1)市内外の病院に入院中の人
(2)出張中で不在の人
(3)未復員の人
(4)船員
(5)罹災のため一時住所がバラバラになつた人

尚罹災のため一時住所を他へ移した人も、近く元の場所へもどる見込の人は元の住所として記載し提出して下さい。

今回の調査書が出ないと基本選挙人名簿に漏れて本年十二月二十日から来年の十二月十九日までに行われる各種の選挙に投票することができないような場合もありますからご注意下さい。

尚この他に[illegible]人名簿を再調製しなければなりませんが、これは各関係者へそれぞれ連絡致しましたからご協力下さるようお願いします。

一、船員基本選挙人名簿
二、海区漁業調整委員会委員選挙人名簿
三、農業委員会委員選挙人名簿

復興融資の御相談は！ 商工課へ

今回罹災された方の復興に要する金融について市としても全力をあげてその斡旋を行つているが差当つて次のような内容のものがありますから、罹災された中小企業の方でご希望の向は、どしどし市の商工課へお申出下さい。

一、店舗を建築するには
○中小企業金融公庫へ
受付代理店＝市内金融機関。

二、住宅を建築するには
○住宅金融公庫へ
受付代理店＝第四銀行、北越銀行、新潟相互銀行

三、店舗住宅併用建築は
○（中小企業金融公庫（住宅金融公庫へ

四、事業資金としては
○大口は、中小企業金融公庫へ
○小口（五〇万円以下）は国民金融公庫へ
○露店、屋台、飲食店等にも更生資金の貸付があります。

五、「中小企業等協同組合法」による組合及び組合員は
○商工組合中央金庫へ

六、一般市中銀行より融資を受ける場合の保証は
○新潟県信用保証協会へ

―第3期―
市県民税納期
10月31日

税務相談所の開設

今回の大火に類焼罹災されて、資産や事業に甚大な損失をうけ、今後の納税に著しく困難な方は市税務課、又は徴税課へご相談においで下さい。

又市県民税の納期は十月末日です。お忘れなくお納め下さるよう、新潟市復興のためお願い致します。